

# 第1章 改定の背景と目的

## 1.1 改定の背景と趣旨

### 1.1.1 街路樹とは

街路樹は道路施設の一つですが、他とは異なり、沿道景観を彩り、季節感や潤いをもたらすなど、良好な都市景観を形成する上で大きな役割や機能を有しています。

具体的には図 1-1 に示すとおり、緑陰形成機能、景観向上機能、交通安全機能、生活環境保全機能、自然環境保全機能、防災対策機能などです。また、近年、街路樹を含む都市のみどりは、健康に良い影響を及ぼすという研究成果なども報告されています。さらに、街並みや施設のイメージアップ、生態系サービス(\*)などまちの価値を向上させる役割も有しています。

一方で、人により植栽された街路樹は、剪定などの手入れを行う必要があり、適切な管理をしながら、街路樹がもつ機能を十分に発揮させていくことが選ばれる魅力あるまちづくりを推進していくために必要です。

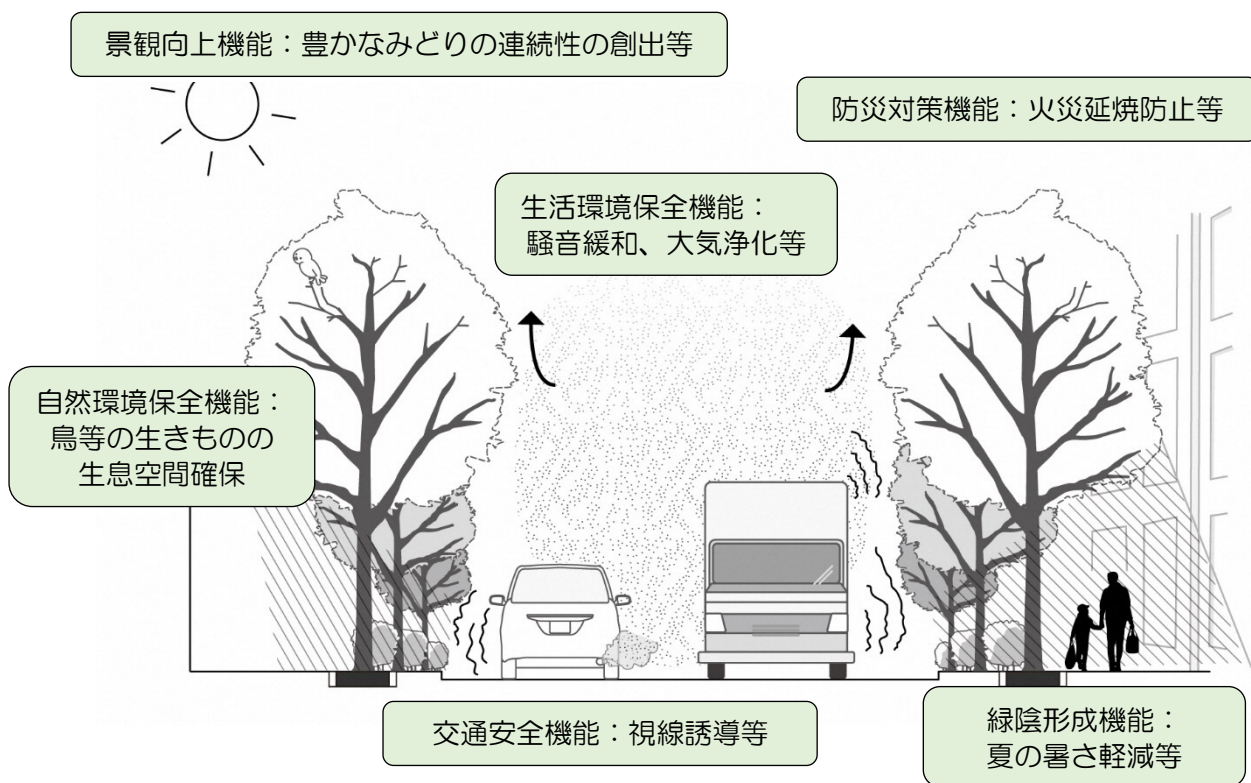


図 1-1 街路樹のもつ機能

\* 生態系サービスとは、人類が自然から得られる恵みのことをいいます。

---

### 1.1.2 「街路樹よくなるプラン」策定の経緯と位置づけ

多くの役割・機能を有している街路樹ですが、植栽後、40年程度が経過し大径木化した街路樹の中には、街路灯の照明や日照を妨げたり、舗装を持ち上げる‘根上がり’を生じさせたりする等、市民生活や通行者の安全、車両の走行などに様々な支障を発生させているものもあります。

このような背景から、多摩市では平成20年9月に、平成20年から平成30年における10年間の管理運営方針を示すものとして「多摩市街路樹よくなるプラン（街路編）」（以下、前プランという）を策定しました。前プランは、第四次多摩市総合計画を上位計画とし、街路樹に起因する様々な課題を解決し、「安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり」を実現するため、街路樹等の適切な管理運営を行うための指針として策定されたものです。

これまで、前プランに基づき、交通安全及び防犯面等の支障の改善を目的として、街路樹の伐採等を計画的に進めてきました。この結果、設定した重点管理路線（17路線）における交通支障箇所については、平成28年度までに概ね改善されました。

### 1.1.3 プラン改定の経緯

前プランに基づいた対応では、当初の課題であった交通支障箇所についてはある程度解消できた一方、策定から10年が経過した現在、市内全域において、街路樹に係る様々な課題が新たに浮上してきました。平成30年度に見直しを行うことになっていることから、これまでに明らかになった以下の諸課題を踏まえて、改定作業を行うこととします。

前プランでは、将来像やビジョンがわかりづらい、段階的手法では対応しきれない場合がある、街路樹管理に係る住民コンセンサスについて検討する必要がある、プランの周知を充実させる必要がある、などの課題が挙げられています。そして、象徴的な街路樹が植えられている路線を観光資源、景観資源として捉えてほしいという要望も挙げられています。

また、本市は街路のほか自転車歩行者専用道路、いわゆる遊歩道（以下、「遊歩道」という）を有しており（図 1-3）、みどりあふれる街を形成していますが、前プランの対象は街路のみで、遊歩道に関しては、いまだ方針設定がなされていないことも、街路樹管理の課題の一つでした。

そのほか、策定以降、街路樹に関連する計画や基準などが見直される傾向が世界・国・市のそれぞれの単位で行われてきており、こうした動向や時勢の変化についても改定にあたって考慮する必要があります。

たとえば、世界的には平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」を踏まえた持続可能な開発に向け、都市のみどりは、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める「グリーンインフラ」として着目されています。

国においては、道路緑化技術基準が平成27年に改正されました。また、平成27年度に閣議決定された国土形成計画、第4次社会資本整備重点計画でも、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取り組みを推進することが明記されています。

多摩市においては、“健幸まちづくり”や“シティセールス”に関する方針等が策定され、関連する施策が展開されています。みどりに関連する施策としては、平成27年3月に「多摩市みどりのルネッサンスへの取り組み報告書」をとりまとめ、“市民協働による持続可能なみどりを育む道すじ”を示しています。このなかで、遊歩道や道路の歩道の樹木については、みどりのルネッサンスの展開方針 b「暮らしの安全安心とみどりの調和」の中で、樹木の成長によって生じた安全・安心・快適面での問題の解決を図りながら、適切な育成管理を推進していく対象となっています。また、まとまり・つながりのあるみどり（エコロジカルネットワーク）の確保という観点では、道路のみどりは、点在する公園等のみどりとみどりをつなぐ役割を果たしています。

さらに、「多摩しみどりと環境基本計画」においては、みどりのリサイクルの推進が施策として掲げられています。街路樹の管理作業に係る発生材（枝、葉等）については現在も再資源化していますが、今後も引き続きリサイクルの推進に取り組んでいく必要があります。

#### 上位計画

### 第五次多摩市総合計画

#### 政策 E2 「安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり」

#### 「多摩市街路樹よくなるプラン（街路編）」の策定

（多摩市道路交通課、平成20年9月）

- 主な成果：街路樹に起因する交通支障状況の改善
- 課題：策定から10年が経過  
さまざまな課題の顕在化  
遊歩道について未対応 など

多摩市  
「街路樹よくなるプラン」（街路編）  
～多摩市の街路樹管理の取り組み～



平成20年9月  
多摩市都市環境部道路交通課

#### 法令・基準

- 道路法
- 道路構造令
- 道路緑化技術基準
- 多摩市道における道路構造の技術的基準に関する条例

#### 関連計画・報告書

- 多摩市道路整備計画
- 多摩しみどりと環境基本計画
- 多摩しみどりの基本計画
- 多摩しみどりのルネッサンスへの取り組み報告書
- 多摩市生物多様性ガイドライン
- 多摩市ニュータウン再生方針
- 多摩市健幸まちづくり基本方針

#### 「多摩市街路樹よくなるプラン」の改定

図 1-2 多摩市街路樹よくなるプランの改定の経緯



街路



遊歩道（自転車歩行者専用道路）

図 1-3 街路と遊歩道（自転車歩行者専用道路）

## 1.2 改定の基本的な考え方

今回の改定に際しては、学識委員と公募市民委員によって構成される「多摩市街路樹よくなるプラン改定委員会」（以下、改定委員会）を設置し、ワークショップやアンケートの実施等により市民意見を取り入れながら、改定作業を進めました。なお、前プランは、街路の樹木を対象とする計画でしたが、今回の改定版においては、街路だけでなく、遊歩道の樹木も対象としました。

今回の改定作業にあたっては、以下の5つの事項の具体化を目指しました。

- ① **多摩市の街路樹の目指す姿（目標像）の具体化**
  - 目指す姿の具体化による取り組みの方向性の可視化
- ② **予算規模にあった街路樹のあり方の具体化**
  - 限りある財源で継続的に適切な維持管理が可能となる街路樹の質や量、管理手法の具体化
- ③ **安全確保と持続可能な管理運営に向けての街路樹管理方針の具体化**
  - 前プランの安全確保の概念を踏襲した上で、持続可能な街路樹管理の概念を取り入れた具体的な方針の決定
    - ・ 5年後、10年後、20年後の将来を見据えた方針
    - ・ 今だけを考えるのではなく、次世代に向けた管理の方針
    - ・ 道路環境や沿道条件と合った樹種の検討
- ④ **街路樹のあり方の多様性を踏まえた管理方針の具体化**
  - 街路樹を道路付属物としてだけでなく、観光資源等の他の要素としてのあり方を踏まえた管理方針の決定
- ⑤ **街路樹環境整備に向けての基本シナリオの具体化**
  - 方針の実現に向けた取り組みを計画的に行うための実施方法や実施体制の具体化

---

また、改定にあたっては、「道路法」、「道路構造令」、「道路緑化技術基準」の法令等に準拠し、多摩市の関連計画である「多摩市道路整備計画」、「多摩しみどりと環境基本計画」、「多摩しみどりの基本計画」、「多摩しみどりのルネッサンスへの取り組み報告書」、「多摩市生物多様性ガイドライン」、「多摩市ニュータウン再生方針」、「多摩市健幸まちづくり基本方針」等の内容との整合を図っています。

### 1.3 計画の対象範囲と期間

本計画の対象範囲と期間は以下のとおりです。

対象範囲：多摩市内の市が管理する街路及び遊歩道

対象期間：2019年4月～2029年3月（10年間）

■コラム「多摩ニュータウンのみどり今昔」（仙仁徑 委員）

多摩ニュータウンができる前、多摩市には浅い小さな谷（谷戸）が広がっていました。複雑な地形に合わせて水田、畑、雑木林、草原など多様な環境があり、そこに多様な生物がくらししていました。このような「里山」と呼ばれる環境は、農家の方々が生活のために環境を管理・利用することから生み出された人工的な「みどり」でした。

多摩ニュータウン開発初期はまだ植えられた樹木も小さかったのですが、今ではすっかり大きくなり、みどり豊かな街になりました。しかし里山時代とは異なり、街にあふれているみどりから人々は毎日恩恵を受けているものの、みどりと住んでいる人の生活との結びつきは弱まってしまいました。

大きく異なる開発前後の「みどり」ですが、1つ共通点があります。それはどちらも「みどり」から恩恵を受けるには人が適切に管理をする必要があることです。50年後、多摩ニュータウンのみどりはどうなっているのでしょうか。



写真 かつての里山（現・落合5丁目付近）  
（横倉愛氏撮影）



写真 上之根大通り（1980年代）  
（UR都市機構寄贈・多摩市文化振興財団所蔵）



写真 上之根大通り（2008年）  
（多摩市文化振興財団撮影）